

岩沼市農業委員会の委員（農業委員）募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき任命されている、現在の農業委員の任期満了に伴い、以下により新たな農業委員の募集を行います。

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員を兼ねることはできません。

1. 募集人員、任期等

(1) 募集人数

14人

(2) 任期

令和3年2月19日～令和6年2月18日

(3) 身分

岩沼市の非常勤の特別職の職員

(4) 報酬

○会長

基本給	月額35,000円
能率給（活動実績）	月額7,000円以内で、農林水産省が定める算式に基づき算出した額
能率給（成果実績）	農林水産省が定める算式に基づき算出した額

○会長職務代理者

基本給	月額28,000円
能率給（活動実績）	月額7,000円以内で、農林水産省が定める算式に基づき算出した額
能率給（成果実績）	農林水産省が定める算式に基づき算出した額

○委員

基本給	月額25,000円
能率給（活動実績）	月額7,000円以内で、農林水産省が定める算式に基づき算出した額
能率給（成果実績）	農林水産省が定める算式に基づき算出した額

2. 職務内容

(1) 農地法および関連法に基づく、審査、許可等業務

これらに関連する現地調査を含む各種調査等を行い、月1回以上の会議に出席をし、議案の審議等を行ないます。

(2) 農地の利用の最適化を推進するための業務

担い手等への農地の集積・集約や、遊休農地等の発生防止・解消の取り組みを行うことや、新規参入の促進等を行います。また、本業務を主として行なう、農地利用最適化推進委員とも連携を図りながら、効果的に業務を行ないます。

(3) 農家からの相談対応および農家への助言・指導業務

農家からの農業に関する様々な相談に対応するとともに、適切な助言や指導を行ないます。

(4) 各種会議、研修会等への出席

農業委員の業務に関連する各種会議や、研修会に出席し、農業委員会の業務に主体的に取り組んでいただきます。

3. 推薦を受ける者、応募する者の資格

農業委員として推薦を受けたり、応募したりできるのは、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌する事項に関して、その業務を適切に行なうことができる者でなければなりません。また、以下のいずれかに該当する者は、農業委員になれません。

(1) 農業委員の選任予定日において、市内に住所を有しない者

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 受付期限及び提出様式

(1) 受付期限

令和2年9月30日(水)必着

(2) 推薦及び応募様式

①個人(3名以上)からの推薦の場合

- ・推薦書(様式第1号)
- ・被推薦承諾書(様式第4号)

②農業者により組織される法人又は団体からの推薦の場合

- ・推薦書(様式第2号)
- ・被推薦承諾書(様式第4号)

③応募の場合

- ・応募届出書(様式第3号)

5. 提出方法

規定の様式に必要な事項を記入の上、農業委員会事務局へ提出ください。

平日の午前8時30分より午後5時15分まで

(土・日・祝日は受付できません。)

6. 提出先

岩沼市農業委員会事務局(岩沼市役所3階)

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話:0223-22-1111(内線361)

FAX:0223-22-1264

7. 選考方法

提出された書類をもとに審査をします。(評価委員会を開催し、審査を行ないます。必要に応じ、面接等を行なう場合があります。)

8. 選考結果の通知

結果は、推薦及び応募された方に文書で通知します。

9. 募集内容の公表について

募集期間の中間及び期間終了後に、推薦者(推薦する者)、候補者(推薦を受ける者)、応募者それぞれの書類の記載事項について、住所等を除いた情報を、市ホームページにより公表します。

10. 個人情報の取扱い

募集に際して提出された書類等は返却いたしません。なお、募集に関して取得した個人情報は、選考に関する事務以外の目的では使用いたしません。また、提出された書類に記載された内容に係る確認のため、必要に応じ関係機関に照会を行います。

11. 問合せ先

岩沼市農業委員会事務局（岩沼市役所3階）

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-22-1111（内線361）

FAX：0223-22-1264